

**指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所**  
**指定認知症対応型共同生活介護事業所**  
**グループホーム 向日葵倶楽部 東ユニット運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 和歌山ひまわり会が開設する社会福祉法人 和歌山ひまわり会指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム 向日葵倶楽部 東ユニット（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業・指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要支援・要介護状態にある認知症高齢者に対して適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者は、要支援・要介護状態であって認知症の状態（当該認知症に伴って著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、共同生活住居（法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、総合的サービスの提供に努める。

3 その他運営については、「指定居宅サービス事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令37号）（改正平成17年厚労令104・厚労令139）」を遵守する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地

- (1) 名称 グループホーム 向日葵倶楽部 東ユニット
- (2) 所在地 和歌山県有田郡広川町南金屋 663-1 番地、662-1 番地

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、指定介護予

防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

- (2) 計画作成者 1名

計画作成者は、当該共同生活住居内で提供するサービスは元より、住居外においても他の居宅サービス等を行う者と連携して、当該計画に基づいて介護計画を作成し実施するとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

- (3) 介護職員 日中時間帯：利用者3名に1名以上  
夜勤時間帯：1名

従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護は、要支援・要介護者であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人以上の介護職員を配置（夜間は夜勤者）し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている負担割合の額とする。

- 2 施設利用料として、次の額を徴収する。

家賃	33,000円	食材料費	30,000円
日常生活費[光熱水費]	12,000円	共益費	3,000円

冬期間（11月から3月まで）夏期間（6月から8月まで）は月額1,500円の加算額を徴収する。

おむつ費：実費、美整容代：別途利用者負担

- 3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものにかぎり徴収する。

(利用者の定員)

第7条 利用者の定員は、9人とする。（全個室9室・1ユニット）

(入居にあたっての留意事項)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

- 2 入居者が入院治療を要する場合は、病院または診療所を紹介する。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- 4 看取り介護については、利用契約時において利用者及び利用者の家族との話し合いを重視しその意思を尊重します。看取り介護実施においては、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示の元、管理者を中心に他職種協働体制のもとで利用者及び利用者の家族の尊厳を支える看取りに努めるものとする。

(身体拘束)

第9条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる場合には、利用者及び契約者、身元引受人又はその家族等に対して同意を得た上で、次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲内で行う可能性がある。その場合においては、身体拘束を行った日時、理由及び態様についての記録を行う。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。そのうえでその対策を検討する「身体拘束廃止委員会」を3ヶ月に一度開催し、介護職員やその他の従事者への周知徹底を図り、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。

一時性：利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情の処理)

第12条 利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、事実関係の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

(4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度に止める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。

(5) 防火管理者は、従業者に対して防火訓練を実施する。

① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上

② 利用者を含め総合訓練・・・・・・年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時

(6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 従業者の質的向上を図るための研修を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修、採用後3ヶ月以内研修、経験に応じた研修を随時、受講する。

(2) 交通事故を考えて、職員全員が交通災害保険に加入する。

- (3) この規程に定める事項以外、必要な事項については社会福祉法人 和歌山ひまわり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 4月16日から施行する。  
この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。  
この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。  
この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。  
この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。  
この規程は、令和 4年 4月16日から施行する。  
この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。